



長崎県公報

目 次

条 例	所管課(室)名
○長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	県民センター
○長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	市 町 村 課
○長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例	環 境 政 策 課
○長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例	水 環 境 対 策 課
○長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例	交 通 局

条 例

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第47号

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 略 第2節 保有個人情報の開示（第12条—第25条の3） 第3節 保有個人情報の訂正（第26条—第33条の4） 第4節 保有個人情報の利用停止（第34条— <u>第40条の3</u> ） 第5節及び第6節 略 第3章～第6章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。	目次 第1章 略 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護 第1節 略 第2節 保有個人情報の開示（第12条—第25条） 第3節 保有個人情報の訂正（第26条—第33条） 第4節 保有個人情報の利用停止（第34条— <u>第40条</u> ） 第5節及び第6節 略 第3章～第6章 略 附則 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。 <u>ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人</u>

<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>(7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(8) 保有特定個人情報 公文書に記録されている特定個人情報</p> <p>(9) 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令等の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>4 実施機関は、<u>第2項の規定により保有個人情報を実施機関以外の者（本人を除く。）に提供するときは、その者に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</u> (保有特定個人情報の利用の制限)</p> <p>第8条の2 実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、取扱目的以外の目的で、保有特定個人情報を当該実施機関内において利用することができる。ただし、その利用により、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(2) 番号法第9条第2項の規定に基づく条例で定めるものの処理に関して利用するとき。 (情報提供等記録の利用の制限)</p> <p>第8条の3 実施機関は、取扱目的以外の目的で、情報提供等記録を利用してはならない。 (保有特定個人情報の提供の制限)</p> <p>第8条の4 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を当該実施機関以外の者に提供してはならない。 (適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>2及び3 略 (委託に関する措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理に関し個人情報取扱事務を行う場合に準用する。 (開示請求)</p>	<p>をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員の情報を除く。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) 略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第8条 実施機関は、取扱目的以外の目的で、保有個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者に提供してはならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、保有個人情報を実施機関以外の者に提供するときは、その者に対し、当該保有個人情報の使用目的、使用方法等について必要な制限を付し、又は個人情報保護のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。</p> <p>(適正管理)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置（以下「安全確保の措置」という。）を講じなければならない。</p> <p>2及び3 略 (委託に関する措置等)</p> <p>第11条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が公の施設の管理に関し個人情報取扱事務を行う場合に準用する。 (開示請求)</p>
--	---

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報及び第6条第3項第1号に規定する事務に係るものを除く。第26条第1項及び第34条第1項において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 略

（保有特定個人情報開示請求）

第25条の2 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有特定個人情報（第6条第3項第1号に規定する事務に係るものを除く。第33条の2第1項において同じ。）の開示の請求（以下「保有特定個人情報開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「法定代理人等」という。）は、本人に代わって保有特定個人情報開示請求をすることができる。

（開示請求の手続等の準用）

第25条の3 第13条から第25条までの規定は、保有特定個人情報開示請求に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条（第1項第3号を除く。）、第14条各号列記以外の部分、第1号及び第7号、第15条から第17条まで、第18条（第3項を除く。）、第19条第1項、第20条、第21条第1項及び第2項、第22条第1項及び第2項並びに第24条	開示請求	保有特定個人情報開示請求
第13条（第2項を除く。）、	開示請求書	保有特定個人情報開示請求書
第13条第1項第2号及び第2項、第14条から第18条まで、第20条（第1号を除く。）、第22条（第3項を除く。）、第23条並びに第24条	保有個人情報	保有特定個人情報
第13条第2項、第14条第1号及び第7号並びに第22条第1項	法定代理人	法定代理人等
第13条第3項、第14条各号列記以外の部分、第1号及び第2号、第15条、第16条、第18条第1項及び第2項、第19条第2項、第20条、第21条第1項並びに第22条第1項	開示請求者	保有特定個人情報開示請求者
第21条第1項	保有個人情報	保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）

（訂正請求）

第26条 略

2 略

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報（第6条第3項第1号に規定する事務に係るものを除く。第26条第1項及び第34条第1項において同じ。）の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 略

（訂正請求）

第26条 略

2 略

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは、「訂正請求」と読み替えるものとする。

(訂正請求の手続)

第27条 略

2 略

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「開示請求」とあるのは「訂正請求」と、同条第3項中「開示請求書」とあるのは「訂正請求書」と読み替えるものとする。

(保有特定個人情報訂正請求)

第33条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正の請求（以下「保有特定個人情報訂正請求」という。）をすることができる。

2 実施機関は、保有特定個人情報訂正請求があった場合において、当該訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、当該実施機関に訂正の権限がないときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときを除き、当該保有個人情報を訂正しなければならない。

3 第25条の2第2項の規定は、保有特定個人情報訂正請求に準用する。この場合において、同項中「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報訂正請求」と読み替えるものとする。

(訂正請求の手続等の準用)

第33条の3 第13条第2項及び第27条から第33条までの規定は、保有特定個人情報訂正請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第2項	法定代理人	法定代理人等
第13条第2項、第27条第1項第2号、第28条及び第29条	保有個人情報	保有特定個人情報
第27条（第1項第4号を除く。）、第28条から第31条まで及び第32条（第3項を除く。)	訂正請求	保有特定個人情報訂正請求
第27条第1項及び第3項	訂正請求書	保有特定個人情報訂正請求書
第32条第1項	保有個人情報	保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。次条において同じ。）

(情報提供等記録の提供先への通知)

第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求)

第34条 略

2 第12条第2項の規定は、保有個人情報の利用停止の請求

3 第12条第2項の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の手続)

第27条 略

2 略

3 第13条第2項及び第3項の規定は、訂正請求について準用する。

(利用停止請求)

第34条 略

2 第12条第2項の規定は、利用停止の請求（以下「利用停

(以下「利用停止請求」という。)について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と読み替えるものとする。

(利用停止請求の手続)

第35条 略

2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、同条第3項中「開示請求書」とあるのは「利用停止請求書」と読み替えるものとする。

(保有特定個人情報利用停止請求)

第40条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報(情報提供等記録及び第6条第3項第1号に規定する事務に係るものを除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

2 第25条の2第2項の規定は、保有特定個人情報の利用停止の請求(以下「保有特定個人情報利用停止請求」という。)に準用する。この場合において、同項中「保有特定個人情報開示請求」とあるのは「保有特定個人情報利用停止請求」と読み替えるものとする。

(利用停止請求の手続等の準用)

第40条の3 第13条第2項及び第35条から第40条までの規定は、保有特定個人情報利用停止請求について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる条項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第2項	法定代理人	法定代理人等
第13条第2項、第35条第1項第2号及び第36条から第38条まで	保有個人情報	保有特定個人情報
第35条	利用停止請求書	保有特定個人情報利用停止請求書
第35条(第1項第4号を除く。)及び第36条から第40条まで	利用停止請求	保有特定個人情報利用停止請求

(適用除外等)

第45条 略

2 略

3 他の法令等(長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号)を除く。)の定めるところにより、自己の保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)の開示(閲覧、縦覧又は写しの交付を含む。)、訂正又は利用停止を求めること

止請求」という。)について準用する。

(利用停止請求の手続)

第35条 略

2 第13条第2項及び第3項の規定は、利用停止請求について準用する。

(適用除外等)

第45条 略

2 略

3 他の法令等(長崎県情報公開条例(平成13年長崎県条例第1号)を除く。)の定めるところにより、自己の個人情報の開示(閲覧、縦覧又は写しの交付を含む。)、訂正又は利用停止を求めることができる場合は、第2節、第3節及

<p>ができる場合は、第2節から第4節までの規定は適用せず、当該他の法令等の定めるところによるものとする。</p> <p>4 開示請求及び保有特定個人情報開示請求については、長崎県情報公開条例の規定は適用せず、第2節の規定によるものとする。</p>	<p>び第4節の規定は適用せず、当該他の法令等の定めるところによるものとする。</p> <p>4 自己の個人情報の開示請求については、長崎県情報公開条例の規定は適用せず、第2節の規定によるものとする。</p>
--	--

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条の改正規定、第8条第1項の改正規定中保有個人情報の提供に係る部分及び第8条の4の規定 公布の日
- (2) 第8条の2の改正規定中情報提供等記録に係る部分、第8条の3、第25条の3の規定中情報提供等記録に係る部分、第33条の3の規定中情報提供等記録に係る部分、第33条の4及び第40条の2第1項の改正規定中情報提供等記録に係る部分 番号法附則第1条第5号に規定する日

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第48号

長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県住民基本台帳法施行条例（平成14年長崎県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(審査会)</p> <p>第2条 法第30条の40第1項の規定により置く法第30条の6第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第52条第1項に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(審査会)</p> <p>第2条 法第30条の9第1項の規定により置く法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する審議会は、長崎県個人情報保護条例（平成13年長崎県条例第38号）第52条第1項に規定する長崎県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）とする。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(国の機関等に対する本人確認情報提供手数料)</p> <p>第3条 法第30条の10第5項の規定による情報提供手数料（以下「情報提供手数料」という。）の額は、同条第1項に規定する指定情報処理機関（以下「指定情報処理機関」という。）が行う法第30条の7第3項の規定による本人確認情報の提供（以下「本人確認情報の提供」という。）に要する費用を本人確認情報の提供の見込み件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が定める。</p> <p>2 指定情報処理機関は、本人確認情報の提供に要する費用又は本人確認情報の提供の見込み件数の増減を勘案し、必要があると認めるときは、情報提供手数料の額の改定を行うものとする。</p> <p>3 前2項の場合において、指定情報処理機関は、あらかじめ、当該情報提供手数料の額について知事の承認を受けなければならない。</p>
<p>(本人確認情報の利用)</p> <p>第3条 法第30条の15第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第4条 法第30条の15第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に</p>	<p>(本人確認情報の利用)</p> <p>第4条 法第30条の8第1項第2号の条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</p> <p>(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関及び事務)</p> <p>第5条 法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第6条 知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機</p>

係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(委任)

第6条 略

別表第1 (第3条関係)

1～7 略

8 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の3第4項に規定する入所給付決定(以下本項において「入所給付決定」という。)に関する事務であつて、次に掲げるもの

(1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下本項において「規則」という。)第25条の7第1項の規定による入所給付決定の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2)及び(3) 略

9～14 略

15 長崎県営住宅条例(平成9年長崎県条例第31号)による家賃、駐車場の使用料又は同条例第38条第2項、第50条第3項若しくは第4項(同条例第62条及び第72条第2項において準用する場合を含む。)の知事が定める額の金銭の徴収に関する入居者(入居者であつた者を含む。以下本項において同じ。)若しくはその相続人又は当該入居者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

16 略

から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

(委任)

第7条 略

別表第1 (第4条関係)

1～7 略

8 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の3第4項に規定する施設給付決定(以下本項において「施設給付決定」という。)に関する事務であつて、次に掲げるもの

(1) 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下本項において「規則」という。)第25条の7第1項の規定による施設給付決定の申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

(2)及び(3) 略

9～14 略

15 長崎県営住宅条例(平成9年長崎県条例第31号)による家賃、駐車場の使用料又は同条例第38条第2項、第50条第3項若しくは第4項(同条例第62条及び第72条第2項において準用する場合を含む。)の知事が定める額の金銭の徴収に関する入居者(入居者であつた者を含む。以下この号において同じ。)若しくはその相続人又は当該入居者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

16 略

第2条 長崎県住民基本台帳法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報(住民票コードを除く。)の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 及び 2 略</p>	<p>(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)</p> <p>第5条 知事が行う法第30条の15第2項の規定による知事保存本人確認情報(個人番号を除く。)の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>1 及び 2 略</p> <p>3 長崎県産業廃棄物税条例(平成16年長崎県条例第44号)第10条第5項又は第16条第2項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査</p> <p>4 地方税法(昭和25年法律第226号。以下本項において「法」という。)の規定による賦課に関する事務であつて、次に掲げるもの</p> <p>(1) 個人が行う事業に対する事業税の賦課に関する第1種事業、第2種事業又は第3種事業を行う個人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(2) 不動産取得税の賦課に関する不動産の取得者(法第73条の2第2項から第6項まで、第10項又は第11項の規定により取得者とみなされる者を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(3) 自動車税の賦課に関する自動車の所有者(法第145条第2項の規定により所有者とみなされる者及び同条第3項に規定する使用者を含む。)の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>(4) 前3号に掲げる者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p>

<p>3～13 略</p>	<p>5 <u>地方税法又は長崎県産業廃棄物税条例の規定による県民税、事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉱区税又は産業廃棄物税（延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金又は滞納処分費を含む。）の納税者又は特別徴収義務者（これらの者の相続人を含む。なお、これらの者が法人である場合は、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者とする。）の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</u></p> <p>6～16 略</p>
---------------	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。次項において「整備法」という。）第18条第5項の規定によりなお従前の例によるものとされた情報提供手数料の額については、なお従前の例による。
- 3 整備法第20条第8項の規定の適用がある場合におけるこの条例第2条の規定による改正後の住民基本台帳法施行条例第5条の規定の適用については、同条中「知事保存本人確認情報（住民票コードを除く。）」とあるのは、「知事保存本人確認情報」とする。

長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第49号

長崎県環境影響評価条例の一部を改正する条例

長崎県環境影響評価条例（平成11年長崎県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(配慮書についての意見の概要等の送付)</p> <p>第10条の2 <u>配慮書実施事業者は、知事及び前条第1項に規定する市町の長に対し、同項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類（意見がなかったときは、その旨を記載した書類）を送付しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(配慮書についての知事の意見)</p> <p>第11条 知事は、第9条の配慮書等の送付を受けたときは、次に掲げる意見等を勘案して、規則で定める期間内に、配慮書実施事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。</p> <p>(1) <u>第10条第1項に規定する市町の長及び一般の環境の保全の見地からの意見</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、<u>第10条第1項の配慮書の案について</u>知事が意見を述べる場合について準用する。</p> <p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第58条</p> <p style="text-align: center;">第2章からこの章までの規定は、次に掲げる事業については、適用しない。</p>	<p style="text-align: center;">(配慮書についての知事の意見)</p> <p>第11条 知事は、第9条の配慮書等の送付を受けたときは、次に掲げる意見等を勘案して、規則で定める期間内に、配慮書実施事業者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。</p> <p>(1) <u>前条第1項に規定する市町の長及び一般の環境の保全の見地からの意見</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、<u>前条第1項の配慮書の案について</u>知事が意見を述べる場合について準用する。</p> <p style="text-align: center;">(適用除外)</p> <p>第58条 この条例の規定は、<u>放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）及び土壌の汚染に係るものについては、適用しない。</u></p> <p><u>2</u> 第2章からこの章までの規定は、<u>次の各号</u>に掲げる事業については、適用しない。</p>

<p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業</p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業</p> <p>(3) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施することが必要であると知事が認める事業別表（第2条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>空港法</u>（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場の設置又は変更の事業</p> <p>7 略</p> <p>8 電気事業法第38条に規定する事業用電気工作物であつて発電用（風力発電に限る。）のもの設置又は変更の事業</p> <p>9 略</p> <p>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設、<u>し尿処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（産業廃棄物の最終処分場を除く。）</u>の設置又は変更の事業</p> <p>11～20 略</p>	<p>(1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第87条の規定による災害復旧の事業又は同法第88条第2項に規定する事業</p> <p>(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第84条の規定が適用される場合における同条第1項の都市計画に定められる事業又は同項に規定する事業</p> <p>(3) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の被災市街地復興推進地域において行われる同項第3号に規定する事業</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、災害の復旧又は防止のため緊急に実施することが必要であると知事が認める事業別表（第2条関係）</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>空港整備法</u>（昭和31年法律第80号）第2条第1項に規定する空港その他の飛行場の設置又は変更の事業</p> <p>7 略</p> <p>8 電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条に規定する事業用電気工作物であつて発電用（風力発電に限る。）のもの設置又は変更の事業</p> <p>9 略</p> <p>10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設及びし尿処理施設の設置又は変更の事業</p> <p>11～20 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第50号

長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例

長崎県流域下水道条例（平成11年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 県民の生活環境の改善に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の10第1項</u>の規定に基づき、流域下水道を設置するとともに、<u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定により、流域下水道の構造についての技術上の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造について<u>法第25条の18第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を<u>最小限度</u>のものとする措置が講じられていること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 県民の生活環境の改善に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）<u>第25条の2第1項</u>の規定に基づき、流域下水道を設置するとともに、<u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定により、流域下水道の構造についての技術上の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（排水施設及び処理施設に共通する構造の基準）</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造について<u>法第25条の10第1項</u>において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を<u>最少限度</u>のものとする措置が講じられていること。</p> <p>(3)～(5) 略</p>

<p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の基準について法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第6条 終末処理場の処理施設の構造について法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の基準について法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第6条 終末処理場の処理施設の構造について法第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例をここに公布する。

平成27年10月9日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第51号

長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金貸与条例

(目的)

第1条 この条例は、長崎県交通局（以下「交通局」という。）が実施する運転士の採用試験（以下「採用試験」という。）を受験する者で新たに道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第4項に規定する大型自動車第二種運転免許（以下「免許」という。）を取得しようとするものに対し、長崎県交通局大型自動車第二種運転免許取得資金（以下「免許取得資金」という。）を貸与することにより、その免許の取得の便宜を図り、もって交通局における運転士の安定的な確保とともに、バスの運行の充実を図ることを目的とする。

(免許取得資金の貸与)

第2条 交通局長は、交通局が新たに免許を取得しようとする者を対象に実施する採用試験を受験するものうち、規則で定める要件を満たすものに対し、毎年度予算の範囲内で、免許取得資金を貸与することができる。

(免許取得資金の額)

第3条 前条の規定により貸与する免許取得資金の額は、規則で定める。

(保証人)

第4条 免許取得資金の貸与を受けようとする者は、保証人2人を立てなければならない。免許取得資金の貸与を受けた者が追加して貸与を受けようとする場合も、同様とする。

2 前項の保証人は、免許取得資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(返還及び利率)

第5条 第2条の規定により免許取得資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その事由が生じた日から10日以内に免許取得資金返還届を交通局長に提出し、当該返還届を提出した日の属する月の翌月の末日までに免許取得資金を一括して返還しなければならない。

- (1) 採用試験の1次選考試験の合格通知を受けた日から6箇月以内に免許を取得しなかったとき。
- (2) 採用試験に合格しなかったとき、又は採用試験に合格し、採用予定者名簿に登載された後、免許の停止、取消し、失効等の理由で当該名簿から削除されたとき、若しくは免許取得資金の貸与を受けた者の都合により当該名簿に登載された日から1年以内に交通局においてバスの運転業務に従事しなかったとき。
- (3) 交通局においてバスの運転業務に従事した日から起算して5年に達する日までの期間（免許取得資金の貸与を受けた者が当該運転業務に従事した後に長崎県中央バス株式会社（以下「県中央バス」という。）に転籍し、県中央バスにおいてバスの運転業務に従事した期間を含む。以下「運転業務従事期間」という。）内に交通局又は県中央バスを退職したとき。
- (4) 死亡したとき。

(5) その他免許取得資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 免許取得資金は、無利子とする。

(返還の債務の免除)

第6条 免許取得資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、免許取得資金の返還の債務の免除を受けることができるものとする。

(1) 運転業務従事期間を経過したとき。

(2) 前号の期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障等のためバスの運転業務に従事できなくなつたと認められるとき。

(返還の債務の履行猶予)

第7条 交通局長は、免許取得資金を貸与した日から運転業務従事期間が満了する日までの間、免許取得資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

(延滞利息)

第8条 免許取得資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく免許取得資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、返還すべき額につき規則で定める割合をもつて、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した延滞利息を支払わなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 交通局が新たに免許を取得しようとする者を対象に実施する運転士の採用試験を受験するものでこの条例の施行の際現に免許を取得するために必要な費用を支出しているものについては、この条例の定めるところにより免許取得資金の貸与を受けることができるものとする。

発行者
長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表(八二四)二二一一
直通(八九五)二二一六

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰
岩永印刷所
明